



水質汚濁防止法に係る 届出支援サービス のお知らせ



- 前任者からの引継ぎが…
- 昔の資料、どうなってるんだろう…
- 資料作りとか…時間がない…
- 何を、どうすれば…本当にしないといけない？

経験豊富な環境コンサルタントが
お手伝いいたします。

- わかりやすい届出書
- 関連法令のアドバイス
- 事前協議の問題解決など



こんな時には、ご相談ください。



届出した後、
新たに導入された
施設等がある。



施設や装置の
稼働条件や使用
する原材料が
変わった。



排水の測定結果が
届出値を超えて
いる事がある
届出値を変えたい。



排水連続分析装置
を更新した。
位置を変更した。



届出変更の必要性が考えられます。

※届出をせず又は虚偽の届出をした者は、
3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
に処せられます。
(水質汚濁防止法第32条)

お問い合わせは

よりよい環境を創造する



株式会社 サンキョウ-エンビックス

〒700-0954 岡山市南区米倉66番地2
TEL (086) 242-1035(代) FAX (086) 242-1036
URL <http://www.sankyo-ltd.co.jp/> mail:sankyo@sankyo-ltd.co.jp